

所得税申告「青色申告特別控除」の見直し ～税制改正のポイント整理～

令和8年度税制改正により、一定の要件のもと青色申告特別控除の控除額の引き上げ等が行われます。そこで今回は改めて青色申告特別控除の内容と、改正におけるポイントを整理してお伝えします。

白色申告と青色申告

確定申告には、大きく「白色申告」と「青色申告」の2つの方法があります。シンプルな集計作業で済ませる白色申告に比べ、青色申告は一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告を行います。

青色申告を行うことにより、所得金額の計算などについて有利な取扱いを受けることができます。青色申告の記帳は、年末に貸借対照表と損益計算書を作成することができるような正規の簿記によることが原則ですが、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳のような帳簿を備え付けて簡易な記帳をするだけでもよいことになっています。

これらの帳簿および書類などは、原則として7年間保存することとされていますが、書類によっては5年間でよいものもあります。例えば、請求書、見積書、納品書、送り状などは5年でよいとされています。

青色申告特別控除とは？ ～現行法～

青色申告を行うことに対する主たる特典として、「青色申告特別控除」があります。青色申告特別控除とは、所得税申告における青色申告者が、一定の要件を満たすことで所得控除が受けられる制度です。

通常、売上などの収入から必要経費を差引いた金額が所得となりますが、青色申告特別控除制度を利用すると、その所得から状況に応じて更に一定額を差引くことができます。

差引くことができる一定額と、その要件は現行法では下記の通りとなっています。

65万円控除：

事業所得および不動産所得（事業的規模）があること
正規の簿記の原則に従って（複式簿記）帳簿を作成していること
期限内に申告を行っていること
電子申告または 電子帳簿保存を行っていること

55万円控除：上記 ～ を満たしていること

10万円控除：上記 ～ に該当しない青色申告者



なお、不動産所得における事業的規模とは、具体的にはアパートやマンションでは10室以上、貸家では5棟以上などを保有することと定義されています。

不動産所得において、事業的規模を満たさない場合には、他の要件を満たしたとしても10万控除しか受けることができません。

どう改正されるのか？

令和8年度税制改正により、一定の要件のもと青色申告特別控除の控除額の引上げ等が行われます。

65万円控除 75万円控除に（複式簿記＋電子申告＋優良な電子帳簿）

不動産所得(事業規模)または事業所得のある人... で、正規の簿記の原則に従って記帳をし... 、仕訳帳と総勘定元帳に関して一定の要件を満たして電子帳簿保存を... し、かつ期限内に... 所得税の確定申告と決算書等の提出をe-TAXを使用して電子申告している... 場合には、青色申告特別控除の額が75万円に引き上げられます。

55万円控除 65万円控除に（複式簿記＋電子申告）

不動産所得(事業規模)または事業所得のある人... で、正規の簿記の原則に従って記帳をし... 、かつ期限内に... 所得税の確定申告と決算書等の提出をe-TAXを使用して電子申告している... 場合には、青色申告特別控除の額が65万円に引き上げられます。

10万円控除 10万円控除（簡易簿記 複式簿記）

事業所得または、不動産所得があり、その前々年の収入が1,000万円を超える場合、正規の簿記の原則に従って記帳をしている場合... に限り、10万円の青色申告特別控除が受けられます。

10万円控除 ゼロ（簡易簿記）

事業所得または、不動産所得があり、その前々年の収入が1,000万円を超える場合、簡易な簿記の方法で記録している場合は、10万円の青色申告特別控除が受けられなくなります。

適用はいつから？

適用は令和9年分以後の所得税からとなります。

今年1年間、準備期間を確保できますので、今後の確定申告において、どの青色申告特別控除を狙いたいかによって、経理の体制をどう構築するのか、しっかり準備を行ってください。

税理士と年に1度だけ、確定申告時にご依頼をされている方は、今後月次顧問契約に切り替え、毎月の月次巡回監査を受けることによりタイムリーな業績把握を行い、75万円控除を受けられる体制を目指していただきたいと思います。